

## 石川県病院薬剤師会による医療系業種の研修受け入れ実施に関する規定

### 目的

第1条 この規定は、病院以外の医療系業種に従事する者を病院研修に受け入れ、病院業務の研修をすることで、相互の理解を含め、より良い医療の提供に資することを目的とする。

### 研修の受け入れ

第2条 医療系業種に従事する者とは、医薬品製造業、医薬品卸業、薬局、その他病院以外に勤務する者をいう。

2 研修を受け入れる施設は、石川県病院薬剤師会の会員施設のうち事前に登録された施設とする。

3 研修の受け入れは石川県病院薬剤師会が行う。

### 研修先の決定

第3条 研修を希望する者は、研修届（別紙様式1）を石川県病院薬剤師会に提出し、内容の審査を受け入れた上で、石川県病院薬剤師会会長（以下会長）が登録施設から研修先を決定し、通知する。

### 研修内容および研修期間

第4条 研修内容は、原則薬局内で行われる医薬品供給から患者への交付までの一連の業務の一部あるいは全部とする。

2 研修期間は原則1日とする。

3 上記研修内容、期間を逸脱するものについては会長が判断する。

### 守秘義務

第5条 研修受講者は、医療従事者としての良識を持って研修を行い、研修中に知りえた事柄に対し、守秘義務を負うとともに、誓約書（別紙様式2）を研修先の病院長に提出する。

### 研修費用

第6条 研修受講者は、研修費用として1人1日あたり10,000円を石川県病院薬剤師会に支払うものとする。

### 報告

第7条 研修受講者は、研修終了後、報告書を石川県病院薬剤師会に提出する。